

2025 年度 東広島市教育委員会主催・広島大学マスタース共催市民講座

「大規模災害と被災者支援」

広島大学マスタース会員 鳥谷部 茂

本講座は、東広島市民文化センター研修室 2 で以下の 4 回に分けて、2025 年 6 月に実施。参加者は、13 人から 15 人であった。

第1回 鵜住居地区の奇跡と悲劇（2025 年 6 月 7 日（土））

鵜住居地区における小中学生 600 人が全員助かった例と同じ地区にある防災センターで 240 人が避難し 200 人余りが死亡した例を説明した。前者は、あらかじめ繰り返し第 1 避難所、第 2 避難所、第 3 避難所を定めて津波の避難訓練を行っていた。後者では、防災センターは津波のための避難所でないにも関わらず何回も避難訓練を実施しており、住民が津波の避難所と思い込んで避難し多数の犠牲者を出した。どの災害のための避難訓練か、その災害のための避難所と避難行動が明確であることが必要である。

第2回 大川小学校の防災・減災（2025 年 6 月 14 日（土））

大川小学校では、避難訓練も危機管理マニュアルも不十分であった。大津波警報や市の広報車が高台への避難を呼びかけたのに生徒を 50 分間校庭に残し、生徒教諭の裏山に避難との声を拒絶し、新北上大橋のたもとの三角地帯に移動を始めた 3 分後に 9 メートルの高さの津波にのみこまれ、84 名の生徒と教諭が死亡。学校や教育委員会の安全配慮義務違反で県と市が 14 億 3600 万円の損害賠償義務を負った。

第3回 応急・復興仮設住宅の問題（災害関連死等）（2025 年 6 月 21 日（土））

家屋が滅失又は損壊された災害者の生活のための住居施設として、政府は、災害救助法、災害救助法施行令及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に関する内閣府告示などを定め、災害者に応急仮設住宅又はみなし仮設住宅を供与している。

阪神淡路大震災では入居決定の方法は抽選であったが、東日本大震災後では、原則、抽選で決定しない点や各市町村に入居者のクレームや修繕要請を受け付ける仮設住宅用の窓口を設け、積極的に対応している点では改善されてきているが、それ以前の避難所での劣悪な環境による災害関連死や孤独死については不十分である。

災害関連死は、震災では死を免れたが、震災後の仮設住宅や自宅等での持病や劣悪な生活環境で本来の死期を早めたと医師や弁護士等の認定委員会で認定された場合をいう。熊本地震では 81.6%、能登地震では現時点で 68.4%であり、直接震災で亡くなったのではない。震災後の医療、介護、福祉関係の対応が重要課題であるにもかかわらず、この点に焦点をあわせた対応が十分でない。

第4回 広島土砂災害と伝承（2025年6月28日(土)）

2014年8月19日から20日未明、広島県広島市安佐南区・安佐北区に大雨が降り続け、同日午前3時から3時半頃大規模土砂災害が発生した。土石流やがけ崩れが山裾や谷間に広がる住宅地を襲い安佐北区と安佐南区で死者77人（災害関連死3名を含む）、負傷者69人、家屋全半壊396棟の被害が発生した。これは土砂災害による人的被害としては、過去30年間の日本で最多のものとなり、激甚災害の指定もされた。甚大な被害が発生した背景には、予測困難な大雨、災害が起こりやすい土壌など自然的要因と行政の対応や災害への備えの不十分などの人的要因がある。

この施設は、復旧や復興が進み、次第に街並みから災害の痕跡が消え、災害の記憶や危機感が希薄になりつつある中であって、「この災害の記憶を教訓として次の世代に継承していきたい」という被災者の強い想いを受け止めたうえで整備をしたものである。伝承館としては、わが国では土砂災害への情報発信の中心的な役割を果たしている。

以上